

第2回入札制度等検証委員会
会議録

四條畷市

1 令和3年11月9日 午後1時00分 四條畷市役所本館委員会室において、第2回入札制度等検証委員会を開催する。

2 出席者

四條畷市入札制度等検証委員会	委員長	田中	秀明
四條畷市入札制度等検証委員会	副委員長	山形	康郎
四條畷市入札制度等検証委員会	委員	菊池	健太郎

3 事務局出席者

総合政策部長兼	西尾	佳岐
魅力創造室長		
総合政策部次長兼	木下	順代
秘書政策課長		
秘書政策課課長代理	松木田	智美

4 規則第3条第4項の規定に基づく関係者

調査員	栗本	知子
調査員	和田	健
調査員	若林	直樹
総務課長	浅倉	裕次
総務課主任	上田	仁志
総務課事務職員	園田	直樹

5 会議録作成者

秘書政策課課長代理	松木田	智美
-----------	-----	----

6 案件

- (1) 前回会議等での依頼資料の共有及び説明について
- (2) 調査結果の中間報告について
- (3) 今後の調査及び報告書について
- (4) その他

<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>本日は、公私ご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまから第2回四條畷市入札制度等検証委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本日司会を務めさせていただきます事務局の総合政策部次長兼秘書政策課長でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、定足数の確認についてご報告いたします。本日は、委員3名中3名の委員にご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、会議が成立しております。</p> <p>また、前回の会議において、本委員会の会議は、非公開情報を取り扱うなど公開での審議が難しいと思われる場合以外は公開することが決まっております。本日の傍聴者の方は調査員の方のみで、現在既にご着席いただいております。今後、傍聴者の方がこられましても、田中委員長、このまま公開してよろしいでしょうか。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>公開しても差し支えないと考えますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。</p>
<p>山形副委員長</p>	<p>異議なし。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>はい。会議は公開いたします。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、四條畷市入札制度等検証委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、これ以降の会議の進行につきましては田中委員長にお願いいたします。田中委員長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>分かりました。本日も、皆様のご協力の下、審議を円滑に進行してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>案件に入る前に、四條畷市入札制度等検証委員会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の議事に関係ある者として調査員及び契約担当課の職員の出席を求めます。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>承知いたしました。それでは、調査員及び契約担当課の職員を入室させていただきますので、しばらくお待ちください。</p> <p>(調査員、契約担当課職員入室)</p>

総合政策部次長兼 秘書政策課長	それでは、調査員の方から自己紹介をお願いいたします。
栗本調査員	関西法律特許事務所の弁護士の栗本と申します。よろしくお願いいたします。
和田調査員	同じく弁護士の和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
若林調査員	同じく弁護士の若林と申します。よろしくお願いいたします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	それでは、総務課の職員のほうから自己紹介をお願いいたします。
総務課長	四條畷市総務課長の浅倉でございます。よろしくお願いいたします。総務課職員1名が参加いたしますので、よろしくお願いいたします。
総務課主任	総務課で契約担当をしています上田と申します。よろしくお願いいたします。
田中委員長	それでは、案件1の前回会議等での依頼資料の共有及び説明をお願いいたします。 事務局から報告をお願いします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	私のほうから会議資料の説明をさせていただきます。 資料は、資料1から資料15までとなっております。うち資料1は調査員が作成した調査概要中間報告書であり、内容については後ほど調査員からご説明申し上げます。 資料2から5については、第1回の会議において田中委員長からご指示いただいた資料です。資料2は、第1回の会議資料、入札条件一覧表に令和2年度の契約方法ごとの件数及び税込みの契約金額を、その右側の列に令和元年度と平成30年度の契約件数を追記しております。資料3は、同じく第1回の会議資料、令和2年度の契約実績の件数、件名の右の列に手順の記号を追記したもので、追記した記号は先ほどの資料1の左から2列目の手順から引用しており、その右の列の契約方法を記号で表したものとなっております。資料4は令和元年度の、資料5は平成30年度の契約実績に手順の記号

<p>総合政策部次長兼 秘書課長</p>	<p>のみ追加したものとなっております。資料2と資料3から5については併せてご覧いただくと、契約ごとの契約方法が分かります。</p> <p>資料6から11は、会議の後で田中委員長からご指示をいただいた資料で、入札種別ごとのフローでございます。資料6が指名競争入札、7が条件付一般競争・公募型指名競争入札、8が随意契約、9が低入札価格調査制度入札、10が条件付一般競争入札（地域要件型・事後審査型）のフローとなっております。</p> <p>なお、それぞれの資料において色のついた部分、濃くなっている部分は、契約担当課である総務課の関与度合いが大きい事務となっております。また、事業課と総務課の双方が関与する場合は、総務課の関与度合いが大きい場合に色をつけております。</p> <p>資料12から15については、本委員会で検証を行うきっかけとなった平成30年度に実施いたしました学校給食運搬業務等委託に係る入札及び契約に関する資料です。資料12は契約書、資料13は仕様書、資料14は設計書、資料15は入札公告になっております。こちらのほうも田中委員長からのご指示でつけさせていただいております。</p> <p>資料の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>分かりました。ただいまご説明いただきました資料についてご質問等あればお願いしたいと思います。</p> <p>私のほうから、まず一言あります。各契約方式別のフローを作っていたかましてありがとうございます。それで、これを踏まえた作業のお願いなのですが、総務課あるいは総務課を通じて原局の方に、それぞれのフローにおいて、何が一番時間のかかる、手間のかかる仕事なのか、あるいは改善できる点がないのか、このフローを見ていただいて改善すべき点あるいは課題とか、ここをもう少し簡略化することができれば、改善の余地があるなど教えてください。皆様方のまさにワーク・ライフ・バランスの観点から改善すべき点が少なからずあると思っています。その辺を少し整理していただけないかなというお願いです。</p> <p>それから、給食の契約のところですけども、改めてお尋ねしますが、市議の方がおっしゃっていた、事件が起こっても引き続き、料</p>

田中委員長	金を支払わなければいけないというのほどこを見ればよいのでしょうか。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	市議の方がおっしゃっていた特記仕様書に当たるものが、仕様書と書かれている資料で、資料13になります。資料12で契約書が載っております。その次の資料の仕様書、これがいわゆる特記仕様書とも言われているものになります。
田中委員長	ただ、この仕様書には事故なりトラブルがあったときの対応について書かれていないので、引き続き費用を払っているという意味なのでしょうか。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	市議の方がおっしゃっておられたのは、今回のような不正の事件があった場合に、解除できる規定が契約書または特記仕様書にないのが問題ではないかのご意見をいただいております。
田中委員長	今回の件はやや特殊だと思いますが、そうでなくても、例えば先方が契約書どおりに業務を履行していないとか、そういう場合についての対応はどこかに書いてあるのでしょうか。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	そういう場合については契約書のほうにその条項が入っておりますが、今回のような不正が起こった場合についての規定が契約書のほうにありませんので、そのことをおっしゃっているようです。
田中委員長	分かりました。それは今分かったんですが、契約書にはちゃんと、履行できない場合は、例えば解除できるという。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	はい、書いております。
総務課長	契約担当課からということでご説明させていただきますと、資料の12ということに契約書を添付しております。その中で、発注者の解除権ということ、ページをめくっていただきまして第11条に発注者の解除権というところと受注者の解除権が、その後ろの12条というところで、それぞれいろんなところの中で履行ができないとか、暴力団関係者、そういったところが発覚したとか、そういったところについては一応規定としては設けているものの、今回、先ほど総合政策部次長が申したように、現状、要はそういう不正が生

総務課長	<p>じたときにそういう規定が入っていないのではないかというご指摘だったかと思います。</p>
田中委員長	<p>分かりました。それで、そういう旨の記述は契約書に書けるものなんでしょうか。</p>
総務課長	<p>それぞれ各市の状況を見ていますと、必ずしも書けないかどうかという問題でいきますと最終的な判断というところになるろうかと思えますけれども、一定、契約事項の中に設けられている市町村もあったということで認識しております。</p>
田中委員長	<p>なるほど。分かりました。そうすると、やはり今後、この案件にかかわらず、そういう事態を想定して契約書に一定の規定を入れるべく検討されたほうがよいかと思います。</p>
総務課長	<p>基本的には、こういう事象が生じたということになりますので、その是非という部分の中で書くべきかどうかということも含めて検討課題であるという認識は持っております。</p>
田中委員長	<p>分かりました。この場で入れるか入れないかを定めることではありませんが、十分検討されたほうがよいと思います。ほかには先生方、いかがですか。</p>
菊池委員	<p>今の点に関連してだと、恐らく契約書の解除条項で、どんぴしゃのものが無いから、すぐに解除するというふうに言っているのか、もしくはこの中で目的が達成することが認められるときという広い条項で、そのまま解除に踏み切って大丈夫かどうか、というようなところがご指摘があって、それで今、現状としては四條畷市は解除をしていないということなんですか。分かりました。</p> <p>そこは、もちろん顧問もしくはそれに関連する法律の専門家の方と対応を協議して、今決めていらっしゃるということだと思いますし、今後どういうふうにやっていくのがいいのかということも、そもそもの契約書の中にどういう形で入れていくのかとか、ここの入札公告のときに前提となっている資格であるとか要件とか、そういったところが欠けることになったときにどうするのかとか、いろいろとテクニカルなところは市側でしっかり対応を協議して決めていただけたらいいかなと思ってお伺いをしておりました。</p> <p>以上です。</p>

田中委員長	<p>ありがとうございます。業務は引き続き滞りなく進められているということなのでしょうか。</p>
総務課長	<p>業務自体は問題なく進められているということでの認識でございます。</p>
田中委員長	<p>なるほど。分かりました。</p> <p>仕様書の話が出たので一つコメントさせてください。現場で、あるいはこれは学校がサービスを受けるわけですが、サービスを受ける側でこの仕様書で満足のいくサービス水準が得られているのでしょうか。直ちには分からないかもしれませんが。</p> <p>何が言いたいかというと、本当にこの仕様書でよいかということです。本来、この委託契約、もちろん仕様書の作り方はいろいろありますが、重要なことは、例えば、給食でいえば、決められた時間に温かい、それなりにおいしいものがちゃんと人数分届けられますかということが一番重要だと思います。まさにパフォーマンス、成果です。手段はある程度弾力的でも、正しく衛生管理をされて、温かい給食が定刻にきちっと届けられることです。それが達成すべき目標ですが、この契約書を見ると、手続、プロセスが中心で、本当の意味でパフォーマンスが達成されているのかがよくわかりません。パフォーマンスを定期的にチェックする必要があります。事業者が決められた水準でサービスを提供しているかどうかを確認するのはやはり行政側の仕事だと思います。チェックするためには、あらかじめサービス水準を定義して、それが毎日達成されているか、もちろん常に100%達成できるとは限らないので、何かトラブルあるいは要求水準に達しない場合が何回か続いた場合は、改善勧告するとか、場合によっては契約自体がパフォーマンスにリンクして報酬を払うとか、あるいはもし達成できなければ報酬を減額するとか、つまり事業者がサービスをこちらが要求した水準を常に満たすように努力しているかどうかをチェックする必要があります。チェックをするためにあらかじめ仕様書に要求水準が書かれていなければなりません。今それなりに書いてあると思いますが、それをちゃんと書いた上でそれを定期的にちゃんと達成しているかどうかをやはりチェックしないと、事業者との緊張関係も薄れるし、途中でサービス水準が落ちるかもしれない。</p> <p>これは給食に限らず、委託の内容にももちろんよりますが、お金がかかっているものはやはりちゃんと要求水準を満たしているかどうかをチェックしないと、何らかのトラブル、今回のような契約の不</p>

<p>田中委員長</p>	<p>正というよりはサービスに関する水準が悪化したとかそういう可能性があるのでは、よく考えられたほうがよいと思います。他にはよろしいですか。</p> <p>それでは、次の議題に移りたいと思います。案件2、調査結果の中間報告についてです。担当の調査員より報告をお願いいたします。</p>
<p>和田調査員</p>	<p>そうしましたら、調査員の和田から簡単にご報告させていただきます。</p> <p>資料の1番をご覧ください。基本的にはこれに沿ってご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、前提といたしまして、今回の調査をどのような観点から行ったかということを中心に簡単に申し述べます。</p> <p>まず、1番の調査の前提という部分ですが、本件の調査につきましては、この委員会での改善策の提案、その基礎となる事実を調査するということが主眼としておりますので、個別の事案について踏み込んで調査をしていくというよりは、一定のカテゴリを踏まえた上で本市における入札制度等の傾向性あるいはその特性等を分析するということが主な目的としております。</p> <p>そのような前提で、2番の調査方法について、まず大きくこれまでには3種類の調査を行っております。</p> <p>(1)の契約担当に対するヒアリングです。本日もご出席いただいておりますけれども、総務課の職員の方に対して契約制度、全体像について主にヒアリングをさせていただいております。その上で、資料調査といたしまして、選定方法であったり、あるいは契約の役務の種別ごとにその特性を確認等するために、主に令和2年度の契約案件について、その選定過程に関する一件資料を含む簿冊資料について集中的に調査を行っております。調査対象の案件については、ヒアリング等を踏まえた上で抽出した案件を中心にしておりますけれども、基本的には令和2年度の案件について網羅的に確認をさせていただいているという状況です。</p> <p>その上で、原課に対するヒアリングということで、契約事務の担当の総務課の職員の方以外に、各種の契約業務について発注を実際に担当しておられた所管部署の方に対してヒアリングを行っております。この対象については、特定の傾向性が強く出ているというところに基づいて一定抽出いたしまして、工事業務についての担当を多く行っておられる建設課の方、それから、随意契約について特に特徴的な事案があった総務課の情報システムの担当の方、物品の関係で保健センターの方を調査の対象としてヒアリングを行いました。</p>

た。

これらの調査を経て確認されました現時点での調査結果の概要についてです。報告書でいいますと2ページ目の3番の部分になります。

まず、総論といたしまして、大前提でございますが、制度設計として、資料の2以下にもございますけれども、大別して条件付の一般競争入札、公募型指名競争入札と、これらは実質的に同じようなものになっております。それから、その他に指名競争入札、随意契約に分けられるということを前提に、さらに細かくカテゴライズを行っております。

用意されているこれら入札等制度の特徴といたしましては、基本的には他市町村で用意されているものに準じたものではあるんですが、総合評価方式等の価格以外の要素を考慮した落札者の決定を行う方法は採用されていないということは、一つの特徴になっております。

また、これらの入札制度の実施に当たっての参加資格の判定であるとか、どのような形で各制度を実施、運用するかということについては、制度の類型ごとに各委員会、審査会において決定がなされております。ただ、これらの中では、裁量的な判断と申しますよりは要綱であったりとか従前の運用に沿った形で機械的に決定がなされているというのが実情というふうに伺っております。

また、これら委員会、審査会等、制度としては用意されてはおるんですけれども、その中で事後的なプロセスの検証であったりとか、事後的な評価といったことは行われていないということです。

また、これら制度の関係とは若干離れたところになりますが、全体の案件の傾向といたしまして、不調案件について増加傾向が続いているということも比較的特徴としてあるかと思えます。これについては資料11番でグラフがまとめられておりますが、平成30年度までは不調率は低下傾向にあったものが、30年度以降、令和元年度と令和2年度に大きく増加しているという状況にあります。

続きまして、各類型ごとの特性、傾向性について簡単に申し述べます。

まず、一般競争入札及び公募型指名競争入札についてですが、工事の関係については、これは予定価格が250万円を超える全ての案件について、予定価格及び最低制限価格が事前に公表されております。こちらに関しては大きく土木と建築に分けられますけれども、特に土木の関係につきましては、最低制限価格での入札が複数業者によって張りつきで行われておりまして、基本的にはくじ引により

和田調査員

落札者が決定されているということが常態化しております。また、落札後に想定外の事情が判明したことによって設計変更が行われ、契約金額が増加しているという案件、これについては土木、建築を問わず一般的に見られる状況です。辞退者が複数見られる案件というものも散見される状況にあります。

また、工事の施工の結果についての評価なんですけれども、建設課及び総務課による評価、つまり原課及び契約担当の総務課による評価が行われてはいるんですが、これにつきましては、入札参加資格に関わる格付等へ反映はされているものの、その後の落札者の決定等についての影響というところは特にないと。先ほども申し述べましたとおり、総合評価方式等の導入はされていないという状況です。

あと、担当者の状況なんですけれども、土木関係2名、建設関係2名というところで建設課の担当者は配置されておるんですが、契約関係の事務のみを所管しているという状況ではないものですから、なかなか事務負担が大きいと。また、外部との接触というものも絶てないという状況にあるということです。

それから、コンサルティング業務委託については、こちらは特徴的なところとしては、全体的な傾向性というわけでは工事ほどないんですが、一部特徴的な事例として、予定価格近辺に価格が張りついて複数業者が入札をし、他方で落札者のみがそれと離れたような価格で入札をしているというような事例が散見されます。また、辞退者が多いという事例もございまして、実質的には1社入札となっている。競争がどこまで働いているのかというような疑義があるような事案が散見されます。

続いて、物品についてですけれども、こちらは若干状況は異なっております。予定価格との乖離が見られる事案が一部に散見されます。予定価格と見合わずに不調となるという事例もございまして、反対に、予定価格よりも落札者を含め入札者の入札価格が著しく低いと。半額以下、3分の1以下というような形になっているような事例もございまして。これらの要因といたしまして、設計価格の策定に関して統一的な基準等がなく、どのような方法でどのような要素を考慮するかということについて各担当課でそれぞれ判断がなされているという部分もあり、設計価格の策定能力にある程度ばらつきが出ているという状況があるかというふうに見受けられます。

続いて、指名競争入札についてです。

こちらにつきましては、指名業者の選定について基準、目安等は特に定められていないという中で、原課あるいは総務課においてそ

<p>和田調査員</p>	<p>れぞれに適宜の方法で選定を行っているという状況があります。そのため、必ずしも5社以上という所定の業者の指名を適切に行うことができている事例ばかりではないというところもございます。公募業者について十分に集まらないとか、形式的には5社並べているけれども実質的には競争が働いていないというような事例も見受けられるようです。</p> <p>また、指名競争入札の制度につきましては、対象となる契約の範囲、予定価格の条件については順次縮小する方向で制度改正が進められておりまして、近年では対象となる事案が比較的少なくなってきたというところではあります。</p> <p>最後に、随意契約についてです。</p> <p>こちらについては、特徴的な類型といたしまして、一定の先行契約を締結している相手方に対して、その先行契約を締結している業者に対して引き続き発注するのが有利である、あるいは業務遂行上便利であるというような形で2号随契を結ばれるという事例が多数ございます。特に特徴的なのが基幹システムに関連するソフトウェアないしハードウェアに関する契約でございまして、こちらについては、基幹システムに関する契約自体が長期継続契約で10年間に及んでいるということがある関係上、多数の契約が派生して随意契約により発注されております。また、これほど規模としては大きくない形でも、実施設計と工事監理の関係であったりとかその他の回線等の整備であったりとか、同様に先行契約が結ばれて、それに応じて派生契約、ひもづく契約について随意契約で発注されるという事例が多数見られるというのが、本市における随意契約の特徴となっております。</p> <p>調査委員からの概要報告としては以上です。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>短い時間で細かい点に至るまで調査いただきましてありがとうございます。</p> <p>それで、この調査がこの委員会の報告書の極めて重要なポイントになると思いますので、この中のテーマごとに少し質問あるいはコメントをいただきたいと思っております。</p> <p>最初に、総論の部分について質問あるいはコメントをお願いしたいと思います。</p> <p>私のほうからまず質問ですが、総合評価方式等、価格以外のまさに質を考慮した入札方法は特に採用されていないというのは、何か理由があるんですか。総務課の方、何かありますか。</p>

<p>総務課主任</p>	<p>総合評価落札方式という価格以外の要素を取り入れた方式ということで、総合評価落札方式の入札というのとプロポーザル方式という形で2つのカテゴリーがあると思っています。入札において価格以外の要素を取り入れるという入札はしていませんけれども、プロポーザルというようなやり方で、入札ではありませんけれども価格以外の要素を考慮して行う、そういう業者の決定方法もありますので、まずはそちらのほうで手続を行うことができるということが一つあります。</p> <p>あと、もう一つのどうして価格以外の要素を取り入れた入札をしないのかということですが、総合評価落札方式にもメリット、デメリットがありまして、近隣だったり国でも比較的大型案件について採用されることが多いですけれども、本市において総合評価落札方式を使うに値するような大型案件というのはそれほど多くないという条件もあるので、今直ちにそういう方式を使わないといけないというふうには考えていないというところがございます。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>分かりました。</p> <p>それで、公募型指名競争入札は、例えば典型的なものとしてはどういうものがありますか。</p>
<p>総務課主任</p>	<p>公募型指名競争入札につきましては、250万円以上の物品契約であったり委託契約につきましては基本的に公募型指名競争入札を採用しておりまして、設計業務であったり、コンサルについてはそういうものが増えてきます。物品でいうと一般的な物品で、パソコンを買ったりマスクを買ったりそういうものも含まれてきます。業務委託については施設の保守点検であったりそういうものが含まれてくるかなど、まず今、思いつくままに例を挙げたところです。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>すみません。私自身があまり細かい契約案件を調べていないので、いろいろお尋ねして申し訳ないのですが、パソコンは公募で調達する必要があるのでしょうか。仕様書で性能を決めて、一般競争入札でできないんですか。</p>
<p>総務課主任</p>	<p>一般競争入札、公募型指名競争入札というのは、ほぼ同じような形になって、いわゆる広く公募をかけるという方式になってきますので、一般競争入札と同じような形を取っているというように理解しています。</p>

田中委員長	それで、参加者がたくさん来ているのでしょうか。指名競争入札だと限られていますよね。
総務課主任	指名競争入札になりますと、一定5社以上は指名するというような内規がありますので、5社は指名できていると思っ ているんですけども、ただ、逆に公募型にしたほうが、業者さんが何社来るかが読めないというところがあります。
菊池委員	<p>多分、質問された内容と答えられていたやつとがちょっと。先生が最初に公募型とおっしゃったからそっちに触れられたのかもしれないんですけども、初めの質問というのは、価格以外のものでの調達を総合評価方式でやっていないんですかという質問に対して、プロポーザルで対応できるのというお答えだったので、プロポーザルで対応しているものというのはどういうものがありますかというのが次の質問だったと思うんです。</p> <p>そこが公募型ということがちょっと混じっちゃったからあれなんだけども、公募型は基本的には一般競争入札と変わらないような整理をしていらっしゃるの、むしろプロポーザルでやった案件とかというのは、過去に近いところではどれぐらいあるんですか、どういうものがあるんですかというところが一番質問の趣旨かなと思っ ているんです。</p>
総務課主任	プロポーザル案件につきましては、契約担当は関与していませんで、事業担当課のほうでお願いしている関係で、一体何件あるのか、どんな案件であるのかというような統計的な数字は持っていないのが正直なところです。
田中委員長	プロポーザルについて、私は何を見て質問しているかというと、入札案件一覧表で今回、件数と金額を入れていただいた資料を見ているんですけども、公募は公募型指名競争入札と書いてある。それとは違うものを今おっしゃっているんですか。
総務課主任	プロポーザルというのは、別のカテゴリーになります。
田中委員長	それはどれなんです。随意契約に入っているのでしょうか。
総務課主任	法律的に随意契約というようなことに該当するというふうに言われています。2号随契ですね。

田中委員長	2号ですか。
総務課主任	2号随契の業者を決めるための手続ということになってきます。
菊池委員	ここ3年のについて頂いている資料の中では、どれかが分かるのでしょうか。
総務課主任	この資料の中には入っていないですね。
菊池委員	調べれば分かるのでしょうか。
総務課主任	この資料には入っていないので、そのことは全庁調査をかけないといけない。
菊池委員	この中には入っていないんですか。
総務課主任	はい。それは契約担当が把握している案件一覧になっていますので。
田中委員長	ごめんなさい、整理をお願いします。公募型指名競争入札をされたから指名なので、今、3社なり5社をちゃんと選んでいるという、それはそれで分かりましたが、プロポーザルが随意契約の中で、パソコンも随意契約のプロポーザルでやっているというふうにおっしゃいましたよね。
総務課主任	そこは訂正させていただきたいんですけれども、パソコン関係で先ほど申し上げた事例というのはいわゆる公募型指名競争入札のことを指してしまして、プロポーザル方式のことを指しているわけではないです。
田中委員長	なるほど。分かりました。それから、不調案件が最近続いているということなのですが、それは予定価格が低過ぎたというのが主な理由なんでしょうか。どのような理由があると考えられておりますか。資料の11です。
総務課主任	総務課としても、不調の率が上がっているということで、どうしてそういう理由なのかということを一応分析しているところなので申し上げます。要因は様々ありますが、業者選定の中で入札にまで

<p>総務課主任</p>	<p>たどりつけない場合というときと、入札はできるのですが、契約までいかないというパターンがあります。一つには、業者の公募をかけ業者さんが手を挙げていただけないというような場合もありますし、入札した際、いざ入札書を開けてみると、予定価格よりも高いというような事案もあります。</p> <p>そういう事案につきまして一定ヒアリングしますと、納期が間に合わないというようなこともありますし、半導体不足だったり資材の高騰だったり、そういった市場の変化といいますか、そういうものがあってなかなか参加できなかつたというふうなことをおっしゃってくださる業者さんもいらっしゃるというところですね。要因はどれですかという、一つでこれですというのはなかなか難しいところですね。様々ありますが、今申し上げたようなところが主なところになるかなというふうに考えております。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>契約に至らなかったという事例については、応札、入札が行われ落札者が決定されたけれども契約に至らなかった、そうした事例も不調に入るのでしょうか。</p>
<p>総務課主任</p>	<p>そちらは含めておりません。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>入札不調はそれと別の話ですね。</p>
<p>総務課主任</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>不調が直ちに私は問題であると言うつもりはありません。価格は市場が決めるのであり、役所が決めるものではありません。予定価格はもちろん予算を踏まえた制度上の仕組みですけれども、往々にして契約の話は何か役所側が神様のように市場価格を知っているという前提に立っていますが、そのようなものではないと思います。そのときの市場の状況によって、やはり価格が折り合わないから入札しないというか、期限に納められないとかいろいろ理由があります。不調だったことが直ちに問題ということではなくて、不調だったらなぜそうだったのかを調べて、その後に対応することが重要だと思います。</p>
<p>総務課主任</p>	<p>それは、対応は様々あると思いますが、再度入札を行うというようなことがあります。ただ、同じような条件で出しますと、同じ不調結果になるということがありますので、もう一度担当課のほうで設</p>

総務課主任	<p>計の組み直しをしていただいたりして、基本的には再度入札をかけるということにしています。</p> <p>ただ例外的に、例えば予定価格以下で入札に参加して下さった業者さんと随契を結ぶようなこともまれにはございます。</p>
田中委員長	<p>条件を見直して入札にかける場合と、かけないで随意契約で対応する。予定価格より低いのに不調になるのでしょうか。</p>
総務課主任	<p>高いんですけれども、そこの高く入れられた業者さんとお話合いして、この予定価格で契約していただけますかというようなことで、了解を得て契約するということもありますけれども、基本的には入札を再度行って業者さんの決定を行っています。それで、一定条件を変えて入札しています。</p>
田中委員長	<p>それは分かります。すみませんが、随意契約で対応するという条件は何でしょうか。</p>
総務課主任	<p>決まった基準というのはないですけれども、どうしても緊急の必要性がある場合などは、例えばエレベーターがちょっと危険な状態になっているのでどうしてもここでとか、これは一例ではありますけれども、不落随契につきましては、施行令の167条の2第1項第8号に該当する場合で、かつ一定の緊急性とか様々な要因、要素を含めて随契でいったほうが適切だという場合に行っております。</p>
田中委員長	<p>分かりました。それが問題と申し上げているわけではなくて、不調の場合は理由を調べることです。先ほどの資料11の件数で、不調になってその後どう対応したかというデータは一覧的には残っていないのでしょうか。</p>
総務課主任	<p>最新の令和2年度については残っていないかもしれませんが、平成31年、令和元年度については一定調査して資料を作った形跡があるので、今すぐには出せないですけれども、また会議が終わって必要があればお出しする形で対応したいと考えています。</p>
田中委員長	<p>そうですね、それは調べていただければ幸いです。</p>
菊池委員	<p>調査員のほうでは、不調の分について何か整理をされたのでしょうか。</p>

栗本調査員	<p>令和2年度の方で確認ができているものは幾つかあって、その中にはエレベーターの話がありました。それは予定価格より高かったですけれども、おっしゃっていたように緊急性があったので、その価格でもう折り合わざるを得なかったという案件でした。</p> <p>あとは、仕様を変えてとおっしゃっていたのは、公募型でされたんですが、辞退者が相次いでしまっていて、それが実際に仕様を見たところ、採算が合わないというところで辞退されたので、その仕様をもう一度見直されて、ちょっと工作をすると納期が合わないんですか。何かその工作を、ドアを造ると納期が合わないというところがあったので、そのドアについてはもう新しく取り付けないというような内容に変えられて、もう一回、金額が下がったので指名競争入札にされて、それで無事契約が決まったというような案件もありました。</p>
菊池委員	17件を何か整理したものというのは……
栗本調査員	ないです。
田中委員長	今ご説明されたエレベーターなどの事例は入札に参加した後の話ですか。
栗本調査員	エレベーターはそうです。当初の入札価格とは全然合わなかったというのが。
田中委員長	今の説明は全部エレベーターの話ですか。
栗本調査員	エレベーターではないです。
田中委員長	後のほうは、仕様書を見たらそれはできないということで辞退したということですよ。
栗本調査員	実際に見られると採算が合わないということで辞退されてしまったので、1人になってしまったので不調になったという案件です。実質1社入札になるということになるわけです。
田中委員長	なるほど。それで、1社入札で決まったんですか。
栗本調査員	そうですね。

田中委員長	なるほど。分かりました。 この部分については、以上でよいでしょうか。
菊池委員	そうですね。何かいろいろ契約課のほうでも分析をしていただいているということもあるので、それを、では今度どうフィードバックしていくかとか、どう対応を今後していくのかとかというようなところは意見交換をして、まとめていったほうがいいんだろうなというふうに思いました。
田中委員長	総論の最後のポツのところですよ。今後どうするかにも関連します。分かりました。
菊池委員	よろしいですか。
田中委員長	どうぞ。
菊池委員	<p>すみません。今の総論のところにも絡むんですけども、特に特徴的にちょっと、うんと思いますか、工事のところにくじで落札者が決定されている状況が特に多いという、先ほどの総論のところにも絡むんですけども、契約課の皆様は今のこの入札環境というんですか、入札方法はどういうふうに思っているんでしょうか。</p> <p>改善すべきと思っっているのか、今のままが四條畷市にとってはいいんだと思っっているのか、改善したいんだけど例えば内部のリソースが足りなくてこれ以上はできないですとか、そういう思いとともに分析の結果をお聞きするのが一番いいのかなと思っったものですから、根本の話ですけども、今の四條畷市としての制度はうまくいっっていると思っられているのか、そうではない、改善をすべきところがあると思っっているのか、その点をちょっと私は一番聞っきたいなと思っっているんです。</p>
総務課長	<p>ありがとうございます。ただいまの質問で、くじでというところ、実際ここで調査結果ということでも出ていますように、くじでというのが、それが果たしていいのかというところ、他市事例においてもそういうくじが増えてきていると。それについては改善の余地がというところを言っられている中で、まだ他市の状況が全て私どもとしても把握できているというわけではないですけども、どのように改善すべきかどうかというところの中では、やっぱりなかなかそ</p>

<p>総務課長</p>	<p>ここに踏み込んでいけないという現状があります。</p> <p>また、前回も申したところもありますが、不祥事が生じて予定価格や最低制限価格を事前公表にしてきたというところに対しては一定効果があったのかなという認識はあるものの、競争原理が働いているかということについては色々と疑問があるというところと言われていきますので、一定どのようにしていくべきなのかという課題を認識している現状でございます。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>恐らく今おっしゃっていただいた私なりの一番のポイントは、いわゆる入札妨害のような不祥事をまず絶対的に防ぐぞというところ、しかもそれを少ないリソースで達成しようとする、今の方式がその観点からは最善という話だと思うんです。</p> <p>一方で、適切な競争環境、もちろん地元業者の方々の成長を促しながら競争環境を整えるという意味では、ある意味トレードオフみたいな形になってしまっていて、今ちょっと硬直化しているんだろうなという気がするんです。</p> <p>もしこれを競争環境のところに軸足を置いていくと、どうしても今のやり方ではない形になってくると、いわゆる不祥事のリスクというのは総体的に上がっていくと。ただ、今のままだと競争環境があまりにも硬直化されて出ていないときに、やはりもう少し振っていかなあかんということになると、事前のチェック体制ですとか、事後のチェック体制ですとか、今までとは違う業務フロー、業務手順、管理体制みたいなものをつくっていかなあかんと思うんですね。</p> <p>それはもう市の皆さん全体の覚悟と、あと、どれだけリソースを割けるかという話がありまして、リソースを割かずにやってしまう、形式的に競争環境のほうに振ると間違いなく不祥事は出てきますので、ここはちょっと覚悟を持って取り組むべきところかなと。</p> <p>私は、この立場に入らせていただいている、やはりくじがすごく多いというところは、これを是とすべきではないと。市としての業者の皆さんの競争力も落ちている結果にもなっているんじゃないかなという気がしますので、すみません、総花的になっちゃいましたけれども、そういうふうに思っています。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>非常に重要なポイントだと思います。</p> <p>関連してですが、因果関係からいえば、価格を公表しているから結果としてくじになるという理解でよいですね。因果関係をはっきりしないと、もしそうではないとすれば公開するかしないかは関</p>

田中委員長	係ない話になってしまうので、まず因果関係としては公開するからくじの可能性が高まっているという、そういう理解でいいですよ。
総務課長	検証等をした事実というところはございませんが、事前に最低制限価格等が公表されている自体でくじになる可能性が高まることになる部分はあるのではないかと認識はございます。
田中委員長	分かりました。地元業者を育てるという観点から言うと、くじはいかがなものかと思えます。業者を育てるということは、私は役所の責任の一つだと思います。技術力を持った、競争力を持った地元業者を育てることです。そういう観点から言うと、くじはそぐわないですよ。技術は関係ないという話になってしまいます。 それで、不祥事の関連なのですが、繰り返しの質問ですいません。さきほどの給食の話は公開しているのですよね。
総務課主任	予定価格は事業公表なので入札後に公開しています。
田中委員長	つまり、非公表にしたから不祥事が生じたという話ではないですよ。ごめんなさい、質問が間違っていました。
総務課主任	ただ、事前公表にしておれば特に不祥事にはならなかったのかなというふうに思っております。
田中委員長	ごめんなさい。給食は非公表であったんですか。
総務課主任	はい。
田中委員長	なるほど。
菊池委員	ちょっとよろしいですか。
田中委員長	はい、どうぞ。
菊池委員	給食の件は、私なりにこれも典型例で思っているもう一つの原因は、やっぱりセンター長の在職期間が長い、いわゆるローテーションができていないというところの典型的な点が大いかなというふうに見ています。

田中委員長	あと、過去に非公表で事件は何件ぐらいあったのでしょうか。
総務課長	数自体はそんなにかないのかなと思っています。本市においても、契約等での不祥事という部分の中でいきますと、私どもちょっと今手元に持っていないというところがありますが、一応、平成11年に公共工事で1件というところと、学校給食の調理場新築工事に伴う逮捕が平成14年にあったと思います。
田中委員長	それは価格を非公表だった案件なのでしょうか。
総務課長	両方ともそのことが原因で事前公表に変えてきたという認識です。工事に関してというところになりますので、それについてはもともと事後公表していたというところの認識でございます。
菊池委員	<p>たしか、前に頂いている資料の中で過去の事例で平成11年と14年ですから、恐らくこの頃はむしろ公表していなかった時代なので、そういう意味では事後公表型だったというふうに整理してよいかなと思います。</p> <p>そこから今度は公表制が変わって、件数も増えてきているけれども、逆にその反対側の事象として、くじというのが非常に増えているということですね。</p>
総務課長	そのとおりだと思います。一応、給食の調理場の新築工事に伴う逮捕が平成14年になっているんですけども、実際、事前公表に変えたのが平成13年。すみません、資料を確認させていただきまので、後ほど、申し訳ないですけどもお渡しするというところでよろしいでしょうか。
田中委員長	はい。
総務課長	一応、それらの入札関係に関して事件が生じてきたというところがあって制度を考えていこうというところの中で事前公表に変更したことを、私どもが認識しています。またお渡しさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
田中委員長	そのときはそのような対応を取ったことが、何か不適切だったと言うつもりはありませんが、その後くじが増えているわけです。どんな世の中になっても、私は、不正はゼロにすることはできないと

田中委員長	<p>思います。基本的に公務員の皆さんは真面目なので、それら手続あるいはルールを守ります。私は現場の契約担当者をしたことがないので評論家的になってしまいますが、仮に非公表で事業者からもし接触があった場合は必ず総務課なり、上司に連絡することとするなど、手続を決める、あるいは業者に対しても事実の関係以外の質問を受け付けない、それから、不当な働きがあった場合は、法律的に適切な措置を取らなければならないのですが、向こう3年間入札には参加させないとか、それなりの手続、ルールを明らかにして対応する余地があるのではないかと思います。</p> <p>別にこの場でできるかできないかというお答えをいただく話ではありませんが、そういう余地はあるのでしょうか。</p>
総務課長	<p>当然、様々な課題、今、おっしゃっていただいた部分というところ、入札に関しましては透明性であったり公平性が求められるところで、競争原理が働くということ自体は重要であるとの認識でございます。本市においても当然、現状の入札制度に関して満足しているものではありませんが、直ちに変わっていくというところまでに至っていない現状でございます。</p>
田中委員長	<p>まさにそれはここで検討する場なので、気にしないでください。もちろん我々が決める話ではないので、委員のご意見を伺って検討の方向を提案するのはこの委員会の役割だと思います。だからこそこで議論しているわけですよ。</p> <p>極論すると、例えばもし非公表にしたら5年に1回ぐらい不祥事が起きるかもしれない。毎年ということは多分ないと思うので、5年か10年に1回あると。その5年か10年に1回起きる話と、競争環境を整備して価格が下がること、どちらがよいですかということ。もちろんそういう話ではありませんが、そのトレードオフから言うと、突き詰めて言うとそういう話になるかもしれません。</p> <p>私は、公務員の皆さんは、どんな世の中でも不正はあるとしても、真面目だと思います。手続とルールの透明性を高める工夫をして、競争環境を整備する、それは地元の業者を育てるということにもなるし、全体としてはプラスの面が大きいのではないかと思います。現場の担当者ではないので評論家的なことしか申し上げられませんが、そのように思います。</p> <p>たまにくじがあるのであれば分かりますけれども、そうではありません。必ずしも適切とは思っていないとすると、検討の余地があると思います。</p>

田中委員長	それから、次の落札後に想定外の事情が判明した場合というのは、例えばどんな状況ですか。調査員の方、もし分かれば教えてください。
栗本調査員	落札後に掘削等の工事で掘削等を業者がした後で、地盤が想定したものとは違うということが分かって、追加費用が必要だということになったという場合が多かったです。
田中委員長	なるほど。それはさすがに予見できないですね。 次のポツの3つ目ですが、「辞退者も複数認められ、詳細な工事内容を確認すると採算が合わないことが判明したもの、1年度内2案件が上限とされていることから他の案件への入札を検討したものなどがあるようだが、詳細は不明である」、これは具体的にどのようなことでしょうか。
栗本調査員	辞退されている方の理由について、網羅的に聞いているわけではないんですが、多いものとして伺ったのがこの点でして、実際に工事内容の仕様書を見たところ採算が合わなくて辞退されたという内容だとか、あとは年度内に2案件しか同時進行を認めていないようなので、次の案件を狙いたいから今回は諦めるというような形で辞退されるというようなことがありましたということでした。
田中委員長	その辞退は結構多いのでしょうか。それで、さっきの一つの例で1人しか残らなかったという、そういう場合が往々にしてなんですか。
栗本調査員	工事に関しては、辞退が理由で不調になるというお話ではなかったかと思うんですけども、そういうものが多いというか、そもそも4件しか不調がないので。だけど、20社ぐらい出た中で、やっぱり複数に残っているけれども何社か辞退してということは結構ありまして、それを全部聞かれたわけではないけれども、話してくれた業者さんではこのようなことを話されていたということでした。
田中委員長	残った事業者で契約が成立して、一応滞りなく事業は終わって完成しているんですか。
栗本調査員	そうです。くじ落札で終わっています。

田中委員長	くじで決めても、成果は出ているのでしょうか。
栗本調査員	くじであっても最低限の仕様書のラインはやはり皆さん超えてきているので、そこでの特に不備があったとか、くじでしたから質が落ちているんじゃないかとか、最低ラインを超えてこないというようなことは今までなかったそうです。
田中委員長	分かりました。ありがとうございます。なるほど。
菊池委員	今の追加の質問なんですけれども、後のところまでは資料では確認できていないんじゃないのかなと思ったんですけど。
栗本調査員	後のところというのは。
菊池委員	工事の落札した後の最終の納品というのか検収というのか、そこまでは確認はできていないんですね。
栗本調査員	原課の方へのヒアリングの結果なので契約の書類等を見たわけではないんですけれども、工事をされた後に一応原課の方と、あと総務課の方が工事を評価されるというようなシステムはあるようで、その中で確認できるところでは、気の利いた工事をしてくれる業者さんもいるとか、書類の整備が丁寧でやりやすいという業者さんもいるということなんですけれども、最低ラインの工事をできない業者さんはいないと。最低ラインは皆さん守ってくれているというところで、それを原課からのヒアリングで。
菊池委員	ヒアリングということですよ。
栗本調査員	ヒアリングです。
田中委員長	今それでおっしゃられた評価というのは、4つ目のポツにある「施工後の建設課及び総務課による評価について、入札参加資格に係る等級別格付に反映されている」ですか。一応、施工後の評価を行い業者をちゃんと格付している、それがちゃんと行われていると。
栗本調査員	評価の項目まではちょっとまだ確認できておらず、今資料をお願いしているところなんですけれども、内容としてはそのようなことだというふうに聞いています。

田中委員長	なるほど。分かりました。
菊池委員	ただ、ここでどうこうと言うつもりはないんだけど、大体工事できちんとやっているかやっていないかというのは、終わってからしばらくたってから判明したりとかすることもあるし、掘り返してみたら中がぐちゃぐちゃだったとかというケースなんかも、僕も調査でやったことはあります。最後のところがどうだったかというのは、一定、検収までは至っているけれどもという留保つきなのかなという気はして伺いました。
田中委員長	工事によっては定期的に見る必要があるかもしれないですね。でも、ここはやっぱり次のまきに入札契約に係る重要なポイントですよ。業者にちゃんと登録してもらって、評価されるんだということを知っているかどうかというのは大事なポイントですよ。
栗本調査員	そうですね。そういう意味では仕上がりという意味だと思います。工事の仕上がりを確認しているという意味だと。
田中委員長	なるほど。
菊池委員	すみません。先ほどの田中委員長の質問とちょっとかぶってしまうと思うんですけど、2つ目のポツの落札後の想定外の事情の設計変更で金額、これはもう全部増加の方向性ということでもいいですか。傾向として。
栗本調査員	もうほとんど増加して、すみません、工事だったかどうかは思い出せないんですけど、1件下がっているのがあったかと思いますが、ほぼ増加です。追加工事です。
菊池委員	この増加している案件というのは、割合的には総工事件数に対してどれぐらいだと思いますか。
栗本調査員	ほぼ全件。
菊池委員	ほぼ全件ですか。
栗本調査員	はい。

菊池委員	<p>そう言われると、くじで決まった業者からしたら、いわゆる追加増減のところ、追加、増加ですね。増加のところで最低制限価格以上を少々無理して入れても、取ってさえしまえば後から応じてもらえるという、それがいいのか悪いのかという話はあるんですけども、そういうことに結局、四條畷市の工事のほとんどがなっているように聞こえてしまうんです。どうなんでしょう。</p>
栗本調査員	<p>私もそこはちょっと問題意識はありまして、追加で聞いたんですけども、追加工事については、市のほうで積算した金額に落札率を乗じた金額で受けてもらうということになっているようで、その分、業者が上乘せして何かお願いできるとか、そういうシステムにはなっていないそうです。だから、もともとその工事があったのに発注できていなかったという意味でしかない。</p>
田中委員長	<p>そうすると、それは当初の契約と別の実態が生じたという、仕事が増えたという。</p>
栗本調査員	<p>別契約すべきかどうかというところに関しては、やはり同じ工事の中でやるべき、土の質が違ふとかなので、そこは別工事だというのはちょっと変なのかなと思いますから、それはそういう理由なんだろうなと思いますけれども、全件そこはもう精査できるわけではないので、ただ、理由としてはそういう何か地盤が違ふとか、ちょっともう一段階工事が必要だったとか、そういうものが多かったなと思います。</p>
菊池委員	<p>分かりました。特に土木関係とかは専門的なところもあるかもしれないので、契約かどうか分からないんですけども、別のところで申し上げようかとも思っていたんです。</p> <p>そもそもの発注サイズというんですか、発注単位が適切なのかどうかというのを、特にコンサルティング業務とかいろんなところで見せてもらっている中で思っているところがありまして、ちょっと資料が変わるんですが、資料3の令和2年度の契約の実績とかを見ていると、これは工事ではないかもしれないんですけども、例えば教育総務課さんのほうで出している管工事になるんですかね、空調機とかが2本に分けられていたりだとか、もしかしたら競争性とも絡んでくるかもしれないですけども、少し大きな工事の発注単位としてまとめてやれば、もう少し業者さんの競争性が働きやすかったり、もう少し價格的にも技術的にも業者の仕入れをする力だっ</p>

<p>菊池委員</p>	<p>たりとかで競争性が働いたりとか、そういう発注単位のところの工夫とか検討がもしかしたら足りていないのかなど、もともと思っていたんです。</p> <p>工事のところも、最低限というところでいざやってみたら追加の工事が出てしまったというのは、最小単位で発注しようという意識が、結局、必ず付加的に追加される工事を切り落とした形で最初に発注単位を決めてしまっていて、結果的に何か必ず追加でついでくると。さっきおっしゃっていましたがけれども、落札率でやるんですよ。落札率で追加の工事に対して金額を加算していくとしても、1社が受けると、固定費というのは一定なので、増加すれば増加するほど業者には利益が落ちてくる。これはもう経済原理として当然なんですけれども、だから、それを見越したような形の何か、出来レースという言葉は悪いですけども、そういうものだというふうに皆さん思っているんじゃないかなど。</p> <p>ごめんなさい、話が飛んでしまいましたけれども、そういう発注単位自体ももう少し見直しの余地があるんじゃないかなというふうに、ちょっと聞いていて思いました。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>発注単位に加えて、多分、工事によくある問題ですが、これは一般論でしかないんですけども、個別にはよく調べて対応するところだと思いますが、追加のところをどうするかは、建前からいうと新たに契約をしなければならないと思います。原則から言うと。随意契約にしる、競争入札にしる違う内容だからです。たしか、沖縄の国道工事でそうした問題が生じて、結構司法の調査が入って、関係者が捕まっています。</p> <p>ただ、それは何か不正でお金を取ったわけではないのですけれども、トンネル工事で、本来であれば、新たに契約すべきでした。国庫補助金が入っていたので返還請求になりました。別に何か誰かが不正でお金を取ったわけではないのですが、これは日本の契約の一つの問題で、契約に弾力性がないのです。工事というのはやってみないと分からないところもあるので、問題が生じたときにどう対応するかというのは結構悩ましい。突き詰めていくと契約制度が窮屈だという一般論なんですけども、ただ他方、菊池委員がおっしゃったように、業者が当然のように増額できるような認識になっているというのも問題だと思います。</p> <p>だから、中身を本当に精査してどのように対応するかはよく考えないと問題になります。</p>

菊池委員	<p>私、仕事柄監査をやりますので、会計士として監査をやるときに、いわゆる建築工事会社、四條畷市さんと関係ない業者さんの話なので一般論として聞いてほしいんですけども、最初に立てた予算、業者側の予算です。入札で取りましたという最初に立てた予算に対して、工事が終わった後というのは必ず追加の増加というのが少しは入って、いろんな事情によるんですけども、そして利益率というのはほぼ上がるんですね。</p> <p>それは、さっきも申したように、附属で必ず追加で出てくるもの、これはもうその業者が受けたほうがよいので受けるわけですけども、そのときの単価というのは、さっきおっしゃった当初の単価でももちろん契約するんです。もちろん、その場にもう既に業者がいて機械とかも入っている関係で、いろんなコストというのが下げられる結果、粗利の額、粗利率というのは上がっていくという傾向があって、もし、競争環境という意味でそういうところも含めて分析が仮にできるものならば、市にとってどういう形で発注するのがいいのかという研究ができるんじゃないかなというのはちょっと思っていました。</p> <p>道路がそれに発注単位としてもうちちょっと大きく見たほうがいいのかどうかというのは、正直、すみません、分かっていないんですけども、後から出てくると思うんですけども、コンピューターとかソフトウェア系、IT系とか、1回イニシャルで取ってしまったら必ずランニングで同じ業者が随契で発注されるような業務というのは、それこそ発注単位の検討の問題が一番大きくなってくるんだろうなと。ちょっとすみません、フライングで話をしてしまいましたけれども思っています。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、時間がありますので急ぎましょう。次は、コンサルティング業務委託です。これ、1つ目のポツは指名競争入札の案件ですか。</p> <p>1つ目については、これは公募型の指名競争入札の案件になります。</p>
和田調査員	<p>事前開示していないことですか。予定価格については事前開示されているというふうに。</p>
菊池委員	<p>ただし、指名だから業者は分かっているということなのですね。</p>
和田調査員	<p>公募型ですので、先ほど話が担当者からもありましたように、実</p>

和田調査員	質的に一般に近い形でありますけれども、手を挙げた形で、どの業者が入るかということは入札の時点ではもちろん分かっている形になります。
田中委員長	同じですかね、基本的には。分かりました。 では続きまして、物品の不調については、さきほど聞いてもう一回お尋ねして恐縮なんですけど、こちらの物品はどのようなものでしたか。
和田調査員	令和2年度の例ということになるんですけれども、不調になりましたのは、トラックの調達であったりとかというようなものがありました。あとは予定価格と著しく乖離した形で入札、落札がなされている事例としては、昨年度特有ではありますけれども、アルコールの消毒液であったりとかマスクの調達とかいったようなコロナ関係の対策の物品等がございました。
田中委員長	それはちょっと特殊ですね。トラックの価格はそれほど大きく何か幅があるとも思えないのですけれども、どうなんですか。
和田調査員	さほど大きな差があったわけではないんですが、結局3回入札をやり直して、最終的には契約に至ったというような形になっていたかと思います。
田中委員長	それは価格を上げて行ったのでしょうか。
和田調査員	そうです。
田中委員長	その次の設計価格の策定に関して統一的な基準がない、これはどういう意味なんですか。
和田調査員	これは、物品の性質が多様である関係上やむを得ないところかと思うんですけれども、継続的に調達が行われているような事案であれば前回の調達価格を参考にするであったりとか、また、市場での売価がどれくらいかというようなことを調査した上で、それを反映するというようなことを個別にされているようなんですけれども、それぞれ、どのような場合にどういうふうにするかというのはもう事例判断になってくるところがございまして、各担当課のほうでそれぞれに、総務課とも相談をしながらということであり

和田調査員	<p>まずけれども、個別に決めているというふうに伺っております。</p>
田中委員長	<p>分かりました。ありがとうございます。 では、続きまして指名競争入札に移りたいと思います。 これは、事業者の選定の基準が特に定められていないとすると、担当課が適宜判断で選んでいるということなのではないでしょうか。</p>
和田調査員	<p>担当課のほうの判断の場合と総務課のほうで判断をする場合とそれぞれあるようなんですけれども、業務の役務の性質にもよりますが、やはり非常に専門性が強いであるとか特定の業者に発注をすることが有利であるというような形で、担当課のほうで把握しているような場合では担当課のほうで一定程度、適切と思われる幾つかの業者を選定して出しているという形になっているようです。</p>
菊池委員	<p>指名競争入札のところで、ポツ3つ目で、システムに関しては、初期システムの導入と、その後の運用を併せて入札を行うことで云々とあるのですけれども、入札自体がうまくいっていない事例をここに挙げていただいて、理由はどのようにお聞きになっていますか。うまくいかなかった理由というんですか、たまたまなのか全般的にこういう傾向があるということでしょうか。</p>
和田調査員	<p>辞退者が多くなるということ自体は傾向としてはあるんですけれども、この事案について個別に辞退理由がどういうものであったのかということまでは、申し訳ありませんが確認はできておりません。 ただ、次の随契のところにも重なるんですけれども、随契の場合の先ほどの発注単位のお話とも重なるかと思うんですが、発注単位を適正にしようという中でこういった試みもされているようなんですが、実質的には、この事案についてはうまく機能していなかったようであるということなんです。</p>
菊池委員	<p>リソースの問題もあって、発注単位をある程度まとめてしまうというのは一つの解決の方向性じゃないかなと個人的には思っている中で、どうしてもこういう発注単位をまとめて行ったときに成立しないんですというのが前提になってしまうんだとしたら、せっかくの良いと思われる方法が使えないということになるので、ここの点の理由というのは、もし分からないのであれば追加的にお聞きいただける機会があるのであれば、それがこの件だけじゃなくて、四條畷</p>

菊池委員	市さん全般の何らかの共通的な問題として上がるのであれば、外部環境上の制約の一つとして知っておくべきかなというふうに思いました。すみません、お手間を取らせますが。
田中委員長	システムに関連するので、次の随意契約も併せて議論したいと思います。 今、菊池委員がおっしゃったソフト、ハードに関連するところなのですが、追加で随意契約になるというのは具体的にどういうものなのですか。
栗本調査員	システムを導入したのが最初で、その後続くのがメンテナンスであるとか運用の契約になります。
田中委員長	それは、システム設計とランニングが分かれているということなるのですか。
栗本調査員	契約単位として分かれています。
田中委員長	それは何でなんですか。
栗本調査員	理由ですか。分かれている理由。
田中委員長	ええ。
栗本調査員	今はそれを一体にしようとしているので、特段何か分けないといけない理由があったというわけではないのかなと思うんですけども、もともとは導入のみを出して、その後、運用に関しては更新、更新でずっと続いているというようなものが多いと思います。
田中委員長	なるほど。
菊池委員	昨年度に関して言うとどうなりますか。
田中委員長	しかし、システムは債務負担行為がでできますよね。国では行われていますよ。
栗本調査員	長期ですか。

田中委員長	5年とかで。
栗本調査員	もうされています。今はされています。
田中委員長	それ、どこから見ても1年というのは合理的でないのです。
栗本調査員	そもそもシステムの契約を締結されたのがもうかなり前で、平成25年よりも前というようなものがもともとの導入時期がそういうものなので、その時期にこのような問題意識は多分、どの課にもなかったのかなと思います。
田中委員長	最近ではあまりないということなのでしょうか。
栗本調査員	最近では、そのような試みはされているようです。
菊池委員	なので、多分、彼らが調査したのは令和2年だから、昔のやつの区切っている以上は今年も区切らないとしようがないという形のものということだと思いますよね。
田中委員長	なるほど。システム以外は、特にそういう傾向のある財、サービスはあまりないという理解でよいのですか。
栗本調査員	システムも様々なシステムが多かったのと、あとは実施設計と工事監理に関しても同じような、随契の理由が、実施設計をしたのでよく分かっているからこの業者に頼みたいという形で随契にされているのがあったので、それであれば、実施設計と工事監理も一括で発注されたらいいのかなという問題意識は調査員の間ではあります。
田中委員長	それがちょっとさっきどこかにありますよね。聞こうと思ったので、その話はどこかにありましたよね。
栗本調査員	書いてあるのは4ページの一番下の項目です。
田中委員長	これです。工事監理業務というのは、実際の工事では違うという意味ですか、この監理業務というのは。
栗本調査員	工事をされる業者はまた別ですね。

田中委員長	つまり、設計と工事そのものと監理業務。
栗本調査員	設計書どおりに工事されているかという監理をする業務が。
田中委員長	分かりました。それが今、3つばらばらになっていると。そうではなくて、工事は当然分けるのは当たり前ですけれども、設計と監理を一緒にしてもよいのではないかという提案をしたということですね。
菊池委員	<p>すみません、時間がない中なんですけれども、令和2年度の契約のシステムの話が出ましたので、一覧をエクセルで頂いていて、100行目ぐらいからずっと特命随契2号該当の案件が並んでいる中で、コンピューター情報処理という同じ名前がだあとと続いていて、担当課は総務課さんが一番案件が多そうなんですけれども、ほかに税務課だとか社会福祉課と。</p> <p>これは、それぞれ別のコンピューターシステムの全く内容の違う契約ということによろしいんですか。それぞれの課で使っている別々のシステムのそれぞれの年度の例えば保守運用の契約というような内容という理解でよろしいでしょうか。</p>
和田調査員	<p>こちらで確認させていただいたところだと、おっしゃるとおり、基本的にはそれぞれの部署のほうで利用されている個別のシステムについてということになります。ですので運用保守等も含まれているんですが、平成25年度、それよりもっと前の平成7年度で締結されている基幹システムの整備と運用保守と別に、それぞれから派生してパッケージ化して拡張機能といいますか、各担当課の業務で使うようなシステムについての整備と、また、その運用保守等が発注されているというような状況になっています。</p>
菊池委員	なるほど。コンピューター関係、情報処理と書いてあるやつだけ、多分総額1億を超すぐらいの契約になっていて、それが全部いわゆる随契で2号随契ということなので、ちょっとこれも特異な感じに見えるかなというところがあります。
田中委員長	ありがとうございます。
山形副委員長	総務課まで続いていますからね。裏というか、ずっと。紙ベースで見ていると、金額が小さいところもずっと続いていくんですよね。

田中委員長	そうです。確かに。ちなみにシステム関係は市役所に何か専門の職員はいらっしゃるんですか。つまり、学校とかそれぞれの部署でC I Oとかそういう人はいるのですか。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	総務課のほうに専門の職員はおります。
田中委員長	なるほど。あと、すみません。さっきの実施と工事監理の話ですが、これは契約を一緒にする余地はあるのでしょうか。総務課の方にちょっとお伺いしたのです。
総務課主任	工事監理を一体に。
田中委員長	はい。
総務課主任	ちょっとここは要検討だと思うんですけども、設計を発注する時点で工事監理の規模感と申しますか、そういうものまで把握できるのかというのが一つ課題になってくるのかなと思います。ここは、確かに検討したことがないところになるので、課題等を整理して、できるなら検討したいなと思いますけれども、今現状では、特に設計と監理というのは別で分けるということで発注しております。
菊池委員	私、仕事で、全く別で、例えばもっと大きな発注単位でP F Iとかいう案件をやりますけれども、ああいうのですと設計と監理と、もちろん工事本体、その後の保守運用まで含めてなんですけどそれをあらかじめ金額換算までして、P F Iの場合はコンソーシアムを組んで出てきますけれども、要するに設計と工事監理は同時期にやっていたらいいものだというふうに思っていたので、今おっしゃっている設計を組んだ段階で監理はその後じゃないとできないということではないような気がするんですけども。
田中委員長	つまり、最後の完成物と、それで業務は何をするのか、スタート時にサービスを提供するのは当然考えてやるわけだから。
菊池委員	設計時に関連しているものだと。
田中委員長	ですよね。普通はそうですね。最後の完成物を想定して、こういう例えば何でもいいですけども、学校でも病院でも最終的にこう

田中委員長	<p>いうものが必要だ、こういう内容のサービスが必要だというのが分かって契約なり工事なりやっていくわけだから、管理は分からないとは普通は言えないですね。</p>
菊池委員	<p>恐らく、今の点もそうなんですけれども、今のセットで一つの入札手続なりにしてしまうだけでも、もしかしたら業務過多が少しでも減らせるのであれば、そういう部分は見直しをしていただきたいですし、多分、今話をしている姿というのは、今までとやり方を少し変えていかないといけないですねという話に多分なると思っていますけれども、そうすると付加的な業務というのは必ずやっぱり出てきてしまう。その分をどこで減らすんですかという話が非常に大切かなと思いますので、今みたいなところは積極性を持って検討していただきたいと思う部分なんです。</p>
田中委員長	<p>そうですね。公共工事でも規模の大きいものは、コントラクトマネジメントといって、要するに設計監理を行う業者を選んで、その工事をちゃんと監理して、場合によってはコストが下がればパフォーマンスに応じて報酬が加算されます。ただ、監理業者にインセンティブがないと、よりよいものがより安くならないので、なかなか複雑な大きな工事は発注主が全て見切れないので、監理業務を行ってもらい工事がより早く、より安くできる場合はさらに報酬を加算するとか成功報酬をそれなりに入れる。そういう契約、コントラクトマネジメントというのはありますので、それほど規模は大きくななくても効率化できる余地があれば検討すべき手法かもしれないですね。</p>
総務課長	<p>P F I 等については、色々と組み合わせたパッケージというところになってくるのかなと思いますが、まずは工事自体の発注の見込みといいますか工事規模というところ、それが重要になってきて、それを実施設計によってある程度出してきてというところの流れになっていくのかなというところを思っています。様々なやり方、価格を落としていくというところもあると思いますが、規模感というところの中で出せる部分と出せない部分というのがあるかなというのは、こちらの契約担当課としては持っております。</p>
菊池委員	<p>もちろん、個別の事情で無理やりなことをやっていただきたいというわけではなくて、少しでも業務を効率化できる部分があるのであれば、今までとは違ったやり方であってもちょっと検討いただき</p>

菊池委員	たいという、そういう趣旨です。
田中委員長	<p>私は設計については全く素人ですけども、ソフトウェアとかP C関係に多いんですけども、最初の設計がブラックボックスになると、もう後は随意契約でやらざるを得なくなるので、設計をできるだけ、一定の業者であれば誰でもできるように設計するというのが一つの方法です。</p>
菊池委員	<p>すみません、ちょっと脱線するかもしれませんが、先ほど田中委員長がおっしゃっていましたが、発注単位の検討をもしするとしたら、伝統的な道路工事とかよりも、もしかしたら情報システムのほうがやりやすくて、今、先ほどC I Oという最高情報処理責任者というんですか、私はあまり詳しくないんですが、要するに市の中で今後のシステムをどういうふうな方向性で組んでいくとか、それをどういう単位でどこが責任を持ってメンテナンスするとか、戦略的に長期のシステムの計画を立てていくとか、公共施設等マネジメント計画みたいなイメージで多分システムも今後なっていくんだと思うんです。そうなってくると、今みたいな発注単位が各課でばらばらでやっていくというか、もう少しまとまった単位で検討されるようになるんじゃないかなと思いますので、もし道路工事とかがやりにくかったら、もちろんこういう新しいほうのシステムとかはそういったところは、まずそこから取り組んでいくとか、柔軟に考えていただきたいなと思うんです。</p>
田中委員長	<p>そういうことですね。システムは大体、定期的に更改することが決まっているから、向こう5年とか10年の計画が多分あるはずで、それに応じてどういう調達を行うか、さらに政府はデジタル庁をつくって地方自治体とも連携する、私は極めて懐疑的に思っているのですが、結局システムがばらばらです。都道府県とか市町村はばらばらなので、非常に懐疑的なんですけど、国レベルでも国と地方は連携するとしているので、連携するための仕組みづくりという話が国から県、県から市町村へ順に下りてくると思います。それも踏まえて、今後のI T調達の計画と方法をよく考えておく必要があると思います。</p> <p>一応一通り終わりましたが、この調査に関連して追加的な質問とか、あるいはコメントがありますでしょうか。</p>
菊池委員	私のほうからは、これを伺っていて、あともう少し原課の方々に

菊池委員	<p>対するヒアリング、それから事業者の方にもヒアリングという形式をダイレクトに取るのが、いきなりこの業者さんに聞いてみるというのは難しいようであれば、幾つかジャンルを決めて、そこに応札していただいた事業者さんにアンケート形式でご意見を聞いていって、積極的に協力しますと言うてくださるところがもしいらっしゃれば、そのアンケートの中で書いていただいてヒアリングをしていくというようなことをやって、さらに今の四條畷市の制度について、そのユーザーと呼ぶのか、事業者さん側がどんなふう感じていらっしゃるかということもヒアリングないし意向聴取というのを進めていくと、より調査結果も実用的というか、効果的なものになるのではないかというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。</p>
田中委員長	<p>そうだと思います。あわせて、事業者に彼らの何か問題点を聞くという話ではなくて、事業者が参加する四條畷市の調達契約についてより皆さんが仕事をしやすいようにするために、何か課題がありませんかと、そういう聞き方が重要です。事業者の皆さんが仕事を受注して、それなりの利益を得るためにどういう改善が必要かを聞くということをお願いしたらよいと思います。</p>
菊池委員	<p>方向性として委員の先生方も同じような感覚であれば、今後の引き続きの調査員による調査の中でアンケート原案みたいなのを作って、ちょっとまたお諮りした上で、市のほうにも協力いただいて、ペーパーベースであれば比較的、まあ協力いただけないところはもうそれはしょうがないということで、進めていったらいいのかなというふうに考えています。</p>
田中委員長	<p>その方向でお願いしたいと思います。</p>
菊池委員	<p>私も、最終的には入札制度に関しては守りの部分ですよね。入札妨害的な状況にさらされないような統制手続をどう取っていくのかというところ、そこはもう必ず、じゃないと職員の皆さんが守られないことになって仕事ができなくなるので、それはしないといけないんですけども、ただ、まず今ある入札制度の今いろいろと調査をいただいた問題点を踏まえて、どういう方向にまず持っていくのかというところが、まだちょっとぼやけているところもあると思います。</p> <p>もちろん、応じてもらえるところがあるんでしたら業者の皆様の意見も聞きながら、本来こうあるべきだよという形、今とは違っ</p>

菊池委員	<p>たこういう方向に持っていくんだよというある程度形が見えてきて、そうすると多分リスクが見えてくるので、今よりも多分、入札妨害にさらされるリスクが増えてくるので、そこでどういう統制を入れましょうかという話の手順になるのかなという気がしました。今の流れで進めていただくのがいいのかなというふうに思いました。</p>
田中委員長	<p>ぜひ、事業者にくじで皆さんハッピーですかと聞いてほしいです。これは事業者によるかもしれません。競争力のない事業者はハッピーかもしれないけれども、実力ある業者にとっては、これは今の状況での想像ですけれども、ハッピーだと普通は思わないと思うので、ぜひその辺を聞いてほしいなというふうに思います。</p>
山形副委員長	<p>あと、市の方も聞いていらっしゃるのであれなんですけれども、恐らく、委員の皆さん、目線合わせということで僕も発言したいと思っているんです。今いろいろ制度の改革、もうちょっとこうやったらいいんじゃないかとかというような話をするとき、恐らく四條畷市の制度を丸ごと変えようという、そういう目線で話はしていないと思うんです。</p> <p>基本的には、現状の中から幾つかやっぱりこういうものは変えていくテストケースみたいのところから始めていって、それを拡大していくのか、それかもしくはもうちょっと改善して、さらに別の試みをしていくかとか、そういったようなところで話をしているというふうに思って私は話しているんですけれども、それはよろしいですか。</p>
菊池委員	<p>私も、パイロット的な形でやるべきだと思いますし……。</p>
山形副委員長	<p>それは、ここで出ている発言が丸ごとこうしなさいよと契約課の方に急に言えるような話ではないということは、これは認識しながら話しているというふうに。</p>
菊池委員	<p>その意味では、ちょっと一つ確認しておきたいのが、この手の話をすると、必ずいわゆる他市との連携みたいな、地域連携みたいな広域連携的な話が一つの会の方向性として出てくるんですが、今回はその話はもうないという理解でよろしいんですか。</p> <p>提言の一つにはあってもいいんじゃないかなと思うんですね。例えばですけれども、契約規模を大きくして競争性目線だけでいくと、当然契約規模が大きいほうが規模の経済性が働くし、いろいろ実力</p>

菊池委員	<p>のある業者が寄ってきやすいということになって、その点だけからするとそういった検討はいかがですかみたいな話になるんですけども、何となく今まで出していなかったのは、そういう話とまた違うのかなというふうに思っていたので。</p>
田中委員長	<p>今はもう既に最後の3の今後の調査及び報告書に入っているのですが、まずはファクトファンディングを行い、何が課題かを整理した上で、私のイメージとしては、まず短期的に、できれば急いで取り組むべきもの、優先順位の高いものと、今おっしゃられた他市との連携とか中長期的な課題とか、幾つか今後の提案としては分けて、あるいは優先順位をつけて、タイムスパンと優先順位を整理した上で提起をしたほうがよいと思います。</p>
菊池委員	<p>その意味では、職員の皆様、契約課の皆様お願いしておきたいことは、特に短期的に実効性のあることをやろうとしたときにいろいろ提言は出せるのですけれども、リソースの問題があると思います。理想はここにあるけれどもちょっと今のリソースでは足りないといった話は、そのたびごとにはっきりと申しただけけると、より現実的な話になるのかなというふうに思いました。</p>
田中委員長	<p>関連して、すみません、総務課の皆さん、この会議のためにいろいろな資料を作成していただいて、忙しくして大変だと思いますが、皆さんが仕事をよりやりやすくするために、ぜひいろいろご意見を出していただきたい。ある意味、皆さんに代わって我々は市長にこうしてくださいというふうに多分言える立場にあります。ぜひ我々を使って、市長への要望を出していただければを思います。この問題はやはり幹部が関心を持つことが重要です。今、副市長はいらっしゃるのですか。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>今は不在となっております。</p>
田中委員長	<p>そうすると、市長さんの次のポストは何でしょうか。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>理事になっております。</p>
田中委員長	<p>理事がお一人いらっしゃるのですか。</p>

総合政策部次長兼 秘書政策課長	はい、おります。
田中委員長	<p>では、市長さんと理事に、問題意識を持っていただきたいと思えます。現場にはいろいろと問題があっても、それお改善するためには、幹部がこの調達について指導力を発揮することが必要です。不祥事が起きるともちろんトップが責任を取らなければならないのですが、やはり幹部が調達、契約について問題意識を持ってリーダーシップを発揮することができないと改善しないと思えます。ぜひ我々を使って市長に提言をするようにご協力いただければというふうに思います。</p> <p>大体時間になりましたけれども、以上でしょうか。</p> <p>そうすると、次回までに業者のアンケートを回収するのは難しいかもしれないですね。</p> <p>次回は主に報告書の骨子なり中身の検討、私のイメージとしては、報告書の最初は委員会をつくった経緯なり、その案の話を書いた後、いろいろデータを出していただいて具体の調査をして、現状の分析、課題の抽出ですしょうか。</p> <p>2章が課題の抽出、3番目が今後の改善策で短期的、中長期的な課題、最後にまとめではないかと思えます。別に今この時点で中身を詰める必要はありませんが、そんなイメージをもっています。次回は問題点の抽出とか整理でしょうか。今日の調査の中間報告を踏まえた問題点なり課題の抽出の整理と、主な提言の柱とか、そういう検討になりますか。よろしいですか。</p>
山形副委員長	はい。
菊池委員	はい。
田中委員長	ほぼ時間ですが、ほかに何か。よろしいですか。
総務課長	<p>先ほど、お答えできなかった不祥事の件数等についてお答えします。平成11年に発注した工事で平成13年11月に逮捕されたというのが1件、平成12年5月の学校給食の調理場新築工事に伴う平成14年7月に逮捕の2件というところになります。そして、平成13年5月に最低制限価格等の公表時期を事前公表に変えているというところであります。今回、様々なご意見というところをいただきましたので、私どもとしても最終的にどういう形でのご提言を</p>

総務課長	<p>受けるかどうかというところと、いろんなリソースの問題であったりとかいうところの中で考えていただいているというところを踏まえて、契約担当課としてもできる限り資料作成などご協力しながらやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。当時の判断はそれでよかったと思います。その判断が何かおかしかったとか議論するつもりはありません。、重要なことは、状況が変われば考える必要があるということです。決して当時の判断がおかしいとかというものではありません。ありがとうございます。</p> <p>特にほかになれば、よろしいですか。</p> <p>ないようでしたら、本日の審議はここまでにさせていただきます。事務局からほかにご説明があればお願いします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>次回会議の日程をお伝えさせていただきます。次回会議は11月30日火曜日10時からの予定とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
山形副委員長	<p>これが当初は最終回やったような気がするんですけども、ちょっと難しいかもという。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>はい、そうですね。また日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
田中委員長	<p>そうですね。もし可能であれば、もう1回委員会を開催して、報告書の原案を出して、ご意見があればそこで修正し、あとは委員長預かりで完成させる、そのためにもう一回必要かもしれないですね。</p> <p>それでは、お忙しい中、委員の皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。また、事務局の皆さん、調査員の皆さん、ご協力いただきましてありがとうございました。</p>